

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

目的	利用者に対し適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者がその能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。・利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目的を設定し計画的にサービスを行います。・サービスの実施にあたっては居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービス事業者等と連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者概要

事業者名称	株式会社 ルーツ
事業者所在地	〒791-8013 愛媛県松山市山越四丁目11番36号
代表者氏名	高田 一生
電話番号	TEL(089)925-5112 FAX(089)925-5122

3. 事業所概要

サービスの種類	地域密着型通所介護
事業所名称	デイサービス ルーツ
指定番号	3870109919
指定年月日	平成26年4月14日
生活保護法指定年月日	平成26年4月14日
所在地	〒791-8013 愛媛県松山市山越四丁目11番36号
電話番号	TEL(089)925-5112 FAX(089)925-5122
管理者氏名	宇都宮 将洋
サービス提供地域	松山市（島嶼部を除く）
営業日	日曜日～土曜日
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	日曜日～土曜日 9：00～17：00
休日	無休
利用定員	18名

4. 職員体制

職種	人数	主な職務
管理者	1名（機能訓練指導員と兼務）	職員及び業務の管理
生活相談員	3名（内2名常勤・介護職員兼務/内1名非常勤・看護職員兼務）	利用者及び家族からの相談・苦情等に対応
介護職員	8名	通所介護計画書に基づいたサービスの提供
機能訓練指導員	6名（内1名常勤・管理者兼務）（非常勤5名）	個別機能訓練計画を作成・実施
看護師	1名（内1名非常勤・生活相談員兼務）	健康観察等 業務委託先/訪問看護ステーションアルク 訪問看護ステーションより必要時訪問

5. 設備概要

食堂兼機能訓練室	74m ²	相談室	1室
静養室	1室	浴室	個浴・リフト浴
送迎車	6台		

6. サービス内容

「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って【地域密着型通所介護計画】を作成し次のようなサービスを提供します。

送迎サービス	送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
健康チェック	血圧、体温の測定を行います。
機能訓練	①健康体操・運動療法を行います。 ②機械を使用しての筋力トレーニング（パワーリハビリテーション）を行います。
排泄介助	ご利用者の身体状況に応じた介助を行います。
各種相談	日常生活における様々なご相談に応じます。

7. 利用者負担額一覧表（1日分）

*下記例、基本料金及び加算は負担割合1割の例。負担割合により異なります。

介護度	5～6時間	6～7時間	7～8時間
要介護1	657円	678円	753円
要介護2	776円	801円	890円
要介護3	896円	925円	1032円
要介護4	1013円	1049円	1172円
要介護5	1134円	1172円	1312円

*食費として昼食500円、夕食（希望者のみ）600円、おやつ100円、及び教材、娯楽費、おむつ代が実費必要となります。

*サービス提供体制加算対象となった場合は、事前にご説明の上、料金を加算してご請求させていただきます。（Ⅰ）イ18円・（Ⅰ）ロ12円・（Ⅱ）6円（Ⅲ）6円

*別途合計額に5.9%相当の介護職員処遇改善加算を算定致します。当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除外されます。

*事業所が送迎をしていない場合は、片道あたり47単位分を基本単価から減算します。

*介護保険適用の場合、介護保険負担割合証に記載された負担割合がご利用者の負担となります。

その他、加算サービスをご利用の際は、実績にて下記料金を請求させていただきます。

入浴介助 体制加算	個別機能訓練体制加算		サービス提供体制加算
	Ⅰ	Ⅱ	（Ⅰ）イ
50円	46円	56円	18円

8. サービス利用のキャンセル

通所介護サービス利用のキャンセルについては、サービス利用の当日8時20分までに、利用者が事業者へキャンセルを通知した場合、利用料金等を一切負担する必要はありません。当日8時20分を過ぎてのキャンセルの通知は、食事費用のみを事業者は利用者にご請求させていただきます。キャンセルの通知は、各事業所の電話または留守番電話にお願いいたします。

9. 苦情申立窓口

地域密着型介護についてのご相談窓口です。お気軽にお電話ください。
土～日曜日 8:30～17:30 ☎089-925-5112（担当）宇都宮 将洋
官公庁の窓口

愛媛県国民健康保険 団体連合	月～金曜日 8:30～17:15	松山市高岡町101-1 089-968-8800
松山市介護保険課	月～金曜日 8:30～17:15	松山市二番町4丁目7-2 089-948-6968
愛媛県社会福祉協議会 運営適性化委員会	月～金曜日 9:00～12:00と 13:00～16:30	松山市持田町3丁目8-15 089-998-3477

10. 緊急時における対応

サービスの提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を行うとともに適切に対応させていただきます。

11. 事故発生時における対応

サービスの提供中に、何らかの事故が発生した場合は、速やかに適切な対応をするとともに、その状況・経過・処置等を記録し、利用者家族、居宅介護支援事業所、市町に遅滞なく報告いたします。

12. 非常災害対策

消防計画・風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき避難・救出等の必要な訓練を行う等の非常災害対策を行います。

13. 賠償責任について

事業者の行う地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 守秘義務について

事業者及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とし、誓約書を徴しています。

15. 記録の整備

地域密着型通所介護の提供に際して作成されたすべての記録はサービスが完結した日から5年間保管します。

16. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する責任者を選定し、必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	管理者 宇都宮 将洋
-------------	------------

17. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、日時、理由等についての記録を行います。

18. 衛生管理等

地域密着型通所介護の用に供する施設、その他の設備等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。又、感染症の発生の防止・まん延しないように必要

な措置を講じます。

19. 運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの
質の確保を図ることを目的として「運営推進会議」を設置します。
- (3) 運営推進会議の構成員は、利用者、家族様、地域住民の代表者、地域包括支援セ
ンター又は市町の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者とし、おおむね
6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- (4) 運営推進会議開催前に、会議の開催に関するご案内及び出席依頼を行いますの
で、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

20. 利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたっては、この【重要事項説明書】の説明を受け、その内容に同意
いただくことが必要です。